

立会外取引実施細則

株式会社堂島取引所

立会外取引実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条第7項の規定に基づき、立会外取引に関し必要な事項を定める。

(申出価格)

第2条 立会外取引の申出価格は、次の各号のいずれかに該当し、当事者間で合意した価格とする。

- (1) 申出に係る上場商品構成品（上場商品構成品について複数の標準品が存在する場合には、当該標準品（業務規程第11条第2項に規定する標準品をいう。）。以下同じ。）又は上場商品指数及び取引の期限における申出日の属する計算区域の帳入値段又は帳入数値
- (2) 申出に係る上場商品構成品又は上場商品指数及び取引の期限における申出日の属する計算区域の高値及び安値の範囲内
- (3) 委託者保護等の観点から、当該申出に係る売買約定を成立させることについて当社が適当と認めるものについては、申出に係る上場商品構成品又は上場商品指数及び取引の期限における申出日の属する計算区域に適用される業務規程第33条第2項又は第3項に規定する制限値段若しくは同規程第36条の19第2項又は第3項に規定する制限数値の範囲内
- (4) 前各号のほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた価格

(申出時間)

第3条 立会外取引の申出時間は、当社の営業日（業務規程第6条第1項及び第2項に規定する営業日をいう。）の午前8時45分から午後4時30分までとする。

(申出の対象となる取引の期限)

第4条 立会外取引の申出を行うことができる取引の期限は、業務規程第13条第1項、第13条の2又は第14条の5に規定する取引の期限とする。

(呼値の単位)

第5条 立会外取引に係る呼値の単位は、業務規程第14条第1項、第3項又は第4項若しくは第14条の6に規定する呼値の単位とする。

(法定帳簿の記載方法)

第6条 立会外取引を行った取引参加者（業務規程第101条に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）は、法定帳簿上、立会外取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(記録の保存)

第7条 立会外取引を行った取引参加者は、立会外取引の申出に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(調査及び帳簿等の提出要求)

第8条 当社は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、立会外取引に係る書類等を提出させることができる。

(変更又は廃止)

第9条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前の立会外取引実施細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

附則（令和6年8月6日）

この細則は、令和6年8月13日から施行する。

附則（令和6年10月31日）

- 1 この細則の変更は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。

附則（令和8年5月7日）

- 1 この細則の変更は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この細則の変更を施行日から施行することが適当でないと当社が認めた場合は、当社が別に定める日から施行する。この場合において、施行に際し必要な事項は、当社がその都度定める。